

山梨県公報

第千六百七十六号

平成十八年

六月二十二日

木曜日

目次

告示

平成十八年中小企業貸金事情調査の実施	四五三
道路の区域変更(四件)	四五三
道路の供用開始(二件)	四五五
浸水想定区域等の決定	四五五
落札者等の決定について(三件)	四五五
開発行為に関する工事の完了について	四五六
教育委員会	
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部改正	四五六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四五七

告示

山梨県告示第三百四十号

平成十八年中小企業貸金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的

県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

二 調査事項

1 初任給

- (一) 平成十八年新規学卒者の確定初任給
- (二) 平成十九年新規学卒者の初任給見込額

2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

(一) 年齢

勤続年数

扶養家族数

(二) 平成十八年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

(三) 平成十八年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となった労働時間

3 事業所の現況

常用労働者数

労働組合の有無

(四) 定年制の有無及び定年年齢

週休制の形態

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成十八年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字大井ヶ森字上フノリ平一 二八一番の一地先から 北杜市長坂町大字大井ヶ森字上フノリ平一 二九二番の二地先まで	七・五 九・二	八・五 一一・五	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一八〇・〇	一八〇・〇		

山梨県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町大字村山東割字棚尻二三一九 番の三地先から 北杜市高根町大字村山東割字棚尻二三一九 番の一地先まで	七・四 一三・〇	八・八 三三・六	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一九四・〇	一九四・〇		

山梨県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事

務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士上吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一 八番地先から 富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一 八番地先まで	一・二丁 七・〇	一・二丁 七・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九三七・四	九三七・四		

山梨県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士上吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一 八番地先から	一・二丁 七・〇	一・二丁 七・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九三七・四	九三七・四		

富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一八番地先まで

新	二・三丁 九・二	一四二二・二
---	-------------	--------

山梨県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	西八代郡市川三郷町大字上野字矢作一四八一番の一地先から西八代郡市川三郷町大字上野字籠鼻九九八番の三地先まで	二四九・五	平成十八年六月二十二日

山梨県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士上吉田線	富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一八番地先から	一四二二・二	平成十八年六月二十二日

富士吉田市大字上吉田字富士山北向五六一八番地先まで

日

山梨県告示第三百四十七号

富士川水系荒川、相川、濁川及び平等川に係る浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、山梨県土木部治水課、中北建設事務所及び峡東建設事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年六月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県庁本館及び構内清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部管財課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 落札を決定した日
平成十八年三月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
有限会社アーク 山梨県甲府市上石田三丁目三番十九号
- 五 落札金額
貳千百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日
平成十八年二月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年六月二十二日

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日
平成十八年四月一日

四 落札者の氏名及び住所
有限会社バルメンテナンス 山梨県都留市玉川六百十番地四十八

五 落札金額
参千八百八十参万九千五百円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年二月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年六月二十二日

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県知事 山 本 栄 彦

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県庁県民情報プラザ及び県民会館清掃業務 一式

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
三 落札を決定した日
平成十八年三月二十八日

● 落札者等の氏名及び住所

有限会社アーク 山梨県甲府市上石田三丁目三番十九号

五 落札金額
式千四百六十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十八年二月九日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十八年六月二十二日

一 開発区域に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦

南都留郡富士河口湖町小立字西京良原四八二四、四八二五、四八二六、四八二七、四八二八、四八二九、四八三〇、四八三一の一、四八三二の一、四八三三、四八三四、四八三五、四八三六、四八三七、四八三八、四八三九、四八四〇及び四八四一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十八年六月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 曾根修一

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県教育委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

本則の表公立学校教員選考検査の項の前に次のように加える。

職員選考採用試験

総合得点及び順位

合格発表の日から一月間

総務課

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十八年六月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

別表第一中

二八九	甲斐市大下条九七〇番地先（県道敷島田富線と市道との十字路交差点）	大下条北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
二八九	甲斐市大下条九七〇番地先（県道甲斐中央線と市道との十字路交差点）	大下条北	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

二九〇	甲府市宝一丁目三九番七号先（市道朝日西青沼線と市道穴切南通り線と市道丸の内二丁目九号線との十字路交差点）	舞鶴小通学路	平成一八年六月二三日 告示第六〇号
-----	--	--------	----------------------

三六三	中巨摩郡玉穂町中楯一、三一二番地先（県道甲府玉穂中道線と町道三〇四四号線との十字路交差点）	宮之前	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	-----	----------------------

三六三	中央市中楯一、三一二番地先（県道甲府中央右左口線と町道三〇四四号線との十字路交差点）	宮之前	平成一八年六月二三日 告示第六〇号
三六四	甲斐市西八幡一、九三二番地一先（県道甲府南アルプス線と市道との丁字路交差点）	玉幡公園前	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

一七〇	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先（国道五二号甲西道路と県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点）	野牛島北	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	------	----------------------

一七〇	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先（国道五二号甲西道路と県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点）	野牛島北	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一七一	南アルプス市十日市場一八二番地先（国道五二号甲西道路と市道若草二一九号線との十字路交	十日市場南	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

一七二	南アルプス市有野二、〇八四番地先(市道源六五号線と市道白根三号線との十字路交差点)	徳島下北	平成一八年六月二三日 告示第六〇号
一七三	南アルプス市下高砂九五一番地一先(県道南アルプス甲斐線と市道との十字路交差点)	総合交通センター前	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

一二	北巨摩郡須玉町若神子二五二番地の一先(国道一四一号线と県道若神子増富線と県道西井出須玉線との交差点)	若神子小入口	六〇・八・二六 告示 第三二号
----	--	--------	--------------------

一二	北杜市須玉町若神子二五二番地の一先(国道一四一号线と県道増富若神子線と県道箕輪須玉線との交差点)	若神子上	平成一八年六月二三日 告示第六〇号
----	--	------	----------------------

一六一	笛吹市一宮町竹原田一、六四〇番地先(国道一三七号と市道との十字路交差点)	山梨園芸高校	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	--------------------------------------	--------	----------------------

一六一	笛吹市一宮町竹原田一、六四〇番地先(国道一三七号と市道との十字路交差点)	山梨園芸高校	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一六二	笛吹市石和町松本一七七番地一先(県道石和温泉停車場線と県道石和温泉停車場松本線との十字路交差点)	石和温泉駅前	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

七五	甲州市塩山西広門田四三三番地一先(市道下於曾四一号线単路)	塩山市民病院前	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
----	-------------------------------	---------	----------------------

七五	甲州市塩山西広門田四三三番地一先(市道下於曾四一号线単路)	塩山市民病院前	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
七六	甲州市塩山赤尾六一三番地二先(国道四一一号と県道塩山勝沼線との十字路交差点)	赤尾	平成一八年六月二三日 告示第六〇号

に改める。
別表第三中

六八六	北杜市長坂町渋沢八四九番地先(渋沢北交差点)から北杜市長坂町塚川二、八一九番地先(オオムラサキセンター駐車場)まで(二、二〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	--	---------------	-----------	----	----------------------

六八六	北杜市長坂町渋沢八四九番地先(渋沢北交差点)から北杜市長坂町塚川二、八一九番地先(オオムラサキセンター駐車場)まで(二、二〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	--	---------------	-----------	----	----------------------

に改める。
別表第四中

六八七	市道南裏線	上野原市上野原三、七七九番地先(上野原市役所北東角交差点)から上野原市上野原三、七七〇番地先(県道上野原あきる野線との交差点)まで(二〇五メートル)	大型自動車、大型特殊自動車(バイクを除外。)	終日	上野原	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	-------	--	------------------------	----	-----	----------------------

五〇八	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り下岩下オナランプ)	笛吹市春日居町下岩下二九六番地先(下り下岩下オナランプ起点部)から笛吹市春日居町徳條一〇一番地先(下り下岩下オナランプ終了点部)まで(二五二メートル)	車両	車両進行 東から西へ終日	日下部	平成一七年一月一日 告示第一〇五号
-----	----------------------------	---	----	-----------------	-----	----------------------

五〇八	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り下岩下オナランプ)	笛吹市春日居町下岩下二九六番地先(下り下岩下オナランプ起点部)から笛吹市春日居町徳條一〇一番地先(下り下岩下オナランプ終了点部)まで(二五二メートル)	車両	車両進行 東から西へ終日	日下部	平成一七年一月一日 告示第一〇五号
五〇九	市道	南アルプス市飯野四、一六三番地先(鉄塔北側)(二五メートル)	車両	車両進行 西から東へ終日	南アルプス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
五一〇	市道	南アルプス市飯野四、一六五番地先(鉄塔南側)	車両	車両進行 東から西へ終日	南アルプス	平成一八年六月二二日

に改める。
別表第五中

五一二	国道一三七号(上黒駒バイパス流入口)	側)(二五メートル) 笛吹市御坂町上黒駒二、二二一番地一先から笛吹市御坂町上黒駒二、〇二五番地先まで(一〇〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
五二二	国道一三七号(上黒駒バイパス流入口)	笛吹市御坂町上黒駒二、〇二五番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地二先まで(三五メートル)	車両	車両進行 南から北へ終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

を

二二六	市道	南アルプス市百々二、八二四番地先(百田保育所東交差点)	東側側道を北進する車両	終日	南アルプス	平成一七年一月二〇日 告示第九六号
-----	----	-----------------------------	-------------	----	-------	----------------------

に改める。
別表第六中

二二七	広域農道	北杜市長坂町塚川五八一番地の一先(渋沢北交差点東側)	西進する大型自動車、大型特殊自動車	七時から一時まで	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
二二六	市道	南アルプス市百々二、八二四番地先(百田保育所東交差点)	東側側道を北進する車両	終日	南アルプス	平成一七年一月二〇日 告示第九六号

四九一	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り下岩下オナラン)	笛吹市春日居町徳條一〇一番地先(下り下岩下オナラン)終了点部)	西進する車両	終日	日下部	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---------------------------	---------------------------------	--------	----	-----	----------------------

四九二	広域農道	北杜市長坂町渋沢八五二番地先(渋沢北交差点西側)	東進する大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
四九一	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り下岩下オナラン)	笛吹市春日居町徳條一〇一番地先(下り下岩下オナラン)終了点部)	西進する車両	終日	日下部	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

四九三	国道一三七号(上黒駒バイパス流入路)	笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地二先(下り線との接続部)	笛吹市方面へ北進する車両	終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
四九四	国道一三七号(上黒駒バイパス)	笛吹市御坂町上黒駒二、二六四番地三先	富士河方面へ南進する車両	終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

に改める。
別表第十中

一六一	市道朝日西青沼線	甲府市丸の内二丁目三八番一号先(三共電機前)交差点	三	甲府	四九・四・一一六号
-----	----------	---------------------------	---	----	-----------

一六一	市道朝日西青沼線	甲府市宝一丁目三九番七号先(舞鶴小通学路交差点)	二	甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	----------	--------------------------	---	----	----------------------

四、四六三	国道四一(塩山バイパス)	塩山市赤尾六〇五番地先(長岡整形外科医院西側交差点)	一	塩山	平一〇・一〇・一九 告示第五〇号
-------	--------------	----------------------------	---	----	---------------------

四、四六三	国道四一(塩山バイパス)	甲州市塩山赤尾六一三番地二先(赤尾交差点)	二	塩山	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	--------------	-----------------------	---	----	----------------------

四、六五二	町道赤坂公園本線	中巨摩郡竜王町竜王二二一番地先(赤坂台総合公園北西側交差点)	四	南甲府	平二・四・一三 告示第二一号
-------	----------	--------------------------------	---	-----	-------------------

四、六五二	市道赤坂公園本線	甲斐市竜王二一一番地先（赤坂台総合公園北西側交差点）	三	南甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	----------	----------------------------	---	-----	----------------------

五、〇二〇	市道	甲府市酒折一丁目一〇番六号先（南側十字路交差点）	二	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----	--------------------------	---	----	---------------------

五、〇二〇	市道	甲府市酒折一丁目一番一號先（山梨学院大学附属小学校北東角交差点）	四	甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	----	----------------------------------	---	----	----------------------

五、二二八	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先（総合交通センター入口交差点）	三	南アルプス	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	------------	---------------------------------	---	-------	----------------------

五、二二八	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先（総合交通センター前交差点）	二	南アルプス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	------------	--------------------------------	---	-------	----------------------

五、一六一	県道戸沢谷村線	都留市四日市場二〇四番地先（石運橋西詰交差点）	一	都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	---------	-------------------------	---	----	----------------------

五、一六一	県道戸	都留市四日市場二〇四番地先（	一	都留	平成一七年二
-------	-----	----------------	---	----	--------

五、一六二	沢谷村線	石運橋西詰交差点			月一日 告示第一〇五号
-------	------	----------	--	--	----------------

五、一六三	市道源六五号線	南アルプス市有野二、〇八四番地先（徳島北下交差点）	二	南アルプス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	---------	---------------------------	---	-------	----------------------

五、一六四	市道渋沢一号线	北杜市長坂町長坂上条七九七番地先（広域農道との十字路交差点）	二	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	---------	--------------------------------	---	----	----------------------

五、一六五	八ヶ岳広域農道	北杜市長坂町夏秋五七三番地先（広域農道と市道富岡南新居線との交差点）	一	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	---------	------------------------------------	---	----	----------------------

五、一六六	県道石和温泉停車場線	笛吹市石和町松本一七七番地一先（石和温泉駅前交差点）	三	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	------------	----------------------------	---	----	----------------------

五、一六七	農道	笛吹市御坂町上黒駒一、八五四番地一先（御坂東小学校南東角十字路交差点）	二	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	----	-------------------------------------	---	----	----------------------

五、一六八	市道南裏線	上野原市上野原三、七七九番地先（上野原市役所東側）	一	上野原	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	-------	---------------------------	---	-----	----------------------

に改める。
別表第十四中

一	国道 市道 私道	甲府市内一円。ただし別に指定する区間を除く。	道路交 通法施 行令第 十一号	四十 府南 甲	四九・四 一六号
---	----------------	------------------------	--------------------------	---------------	-------------

九、四四五	農道 富士川 西部中央	中巨摩郡若草町十日市場一八二番地先(国道五二号甲西道路下り線との交差点西側・東進車両)	小笠原	平一〇・七・二七 告示 第三六号
-------	-------------------	---	-----	------------------------

九、四四二	削除		南アル プス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
九、四四三	削除		南アル プス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
九、四四四	削除		南アル プス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
九、四四五	削除		南アル プス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

九、六一八	国道 四一 号(塩 山バイ パス)	塩山市赤尾六〇五番地先 (長岡整形外科医院西側・南進 車両)	塩山	平一〇・一〇・一九 告示 第五〇号
-------	-------------------------------	--------------------------------------	----	-------------------------

九、六一八	削除		塩山	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-------	----	--	----	----------------------

一〇、九三六	市道	南アルプス市下高砂九五一番地 一先(総合交通センター出入口 交差点・西進車両)	南アル プス	平成一七年四月二八日 告示第三七号
--------	----	---	-----------	----------------------

一〇、九三六	削除		南アル プス	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
--------	----	--	-----------	----------------------

一一、〇四八	村道四 七号線	南都留郡山中湖村山中三五三番 地二先(村道三四号線との交差 点・東進車両)	富士吉 田	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
--------	------------	---	----------	----------------------

一一、〇四八	村道四 七号線	南都留郡山中湖村山中三五三番 地二先(村道三四号線との交差 点・東進車両)	富士吉 田	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
--------	------------	---	----------	----------------------

一一、〇四九	市道身 延線西	甲府市城東五丁目一〇番一〇号 先(南進車両)	甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
--------	------------	---------------------------	----	----------------------

一一、〇五〇	市道身 延線西	甲府市城東五丁目一七番一九号 先(北進車両)	甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
--------	------------	---------------------------	----	----------------------

一一、〇五一	市道身 延線東	甲府市善光寺一丁目二六番一三 号先(南進車両)	甲府	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五二	市道	北杜市須玉町大蔵六八四番地先 (東進車両)	韮崎	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五三	市道	北杜市須玉町大蔵七三四番地先 (西進車両)	韮崎	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

一一、〇五四	市道 沢一号 線	北杜市長坂町長坂上条七九七番地先（広域農道との交差点・南進車両）	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五五	市道 沢一号 線	北杜市長坂町長坂上条一、八八一番地先（広域農道との交差点・北進車両）	長坂	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五六	市道	笛吹市御坂町上黒駒一、八二一番地三先（南進車両）	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五七	市道	笛吹市御坂町上黒駒一、八五四番地一先（北進車両）	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五八	国道一 三七号 流出路	笛吹市御坂町上黒駒二、〇二五番地先（南進車両）	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇五九	市道	富士吉田市新倉三、〇二二番地の六先（北進車両）	富士吉田	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
一一、〇六〇	市道	富士吉田市新倉三、〇二五番地の三先（南進車両）	富士吉田	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

に改める。
別表第二十八中

一	府線 翠寺甲	甲府市丸の内一丁目一番六号先（舞鶴跨線橋）の道路標識等により指定された部分	ハイヤー タクシー	甲府 五〇・一一・一五 三九号	甲府 平成一八年六月二二日
削除					

に改める。
別表第三十中

三	削除	山梨市上神内川一、五五九番地先山梨市駅前広場	道路標 示によ つて区 画され た部分 への指 定され た駐車 区分に よつて の駐車	タクシー 路線バス	日下 部 五二・八・五 二七号	告示第六〇号
---	----	------------------------	---	--------------	--------------------------	--------

に改める。
別表第三十三中

一五八	県道甲府 精進湖線	甲府市落合町一、一八六番地先 中道橋北交差点	四	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	--------------	---------------------------	---	----------------------

一五八	県道甲府 精進湖線	甲府市落合町一、一八六番地先 中道橋北交差点	四	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
一五九	県道甲府 南アルプ ス線	甲斐市西八幡一、九三二番地一先 (玉幡公園前)	二	平成一八年六月二二日 告示第六〇号

に

四九	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先（総合交通センター前交差点）	二	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
四九	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先（総合交通センター入口交差点）	三	平成一七年四月二八日 告示第三七号

を

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番